

## 令和6年第7回 伊仙町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年7月16日(火) 午前9:00～

2. 開催場所 議会委員会室

3. 出席委員(14人)

会長	1番	宮永 誠
副会長	2番	森 清弘
	3番	福山 宣太
	4番	田中 秀樹
	5番	義山 太志
	6番	藤島 正廣
	7番	平山 純一郎
	8番	富本 太地
	9番	樺山 哲博
	10番	實 穰二
	11番	政岡 廣子
	12番	柿山 あゆみ
	13番	中 佐奈枝
	14番	谷村 里香

推進委員(3名)

1番	
2番	幸山 真悟
3番	
4番	實村 秀樹
5番	
6番	重 翔太

4. 欠席委員

欠席推進委員 1番 琉 将士、3番 常 隆造、5番 東 翼

5. 議事日程

第1 農地法第3条許可申請について(8件)

第2 農地法第5条許可申請について(1件)

第3 農地法第4条許可申請について（1件）

第4 農業経営基盤強化促進事業について（2件）

## 6. 農業委員会事務局員

事務局長 豊島 克仁

主事補 大西 弘祐

### 会議の概要

事務局 おはようございます。定刻になりましたので只今から令和6年第7回伊仙町農業委員会総会を開催いたします。

はじめに会長のご挨拶をお願いいたします。

会長 皆さん、おはようございます。ちょっと、あれなんです、最近ですね。やはり無断欠席がちょっと増えておりますので。どうしても出れない事情はもちろんありますので。欠席の場合はですね。必ず事務局の方に連絡の方をよろしく願います。

なあなあになってしまいますと会も締まらなくなって、農業委員会としての規律がなくなってまいりますので、ご協力をよろしく願います。

それでは、時間もだいぶ過ぎておりますがさっそくですね。本日、第1号から第4号議案までありますので、皆様方の慎重審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。では、本日はよろしく願います。

事務局 宮永会長ありがとうございます。本日は農業委員14名中14名の委員が出席しており定数に達しましたので総会は成立いたします。また、推進委員6名中3名が出席されています。それでは、伊仙町農業委員会会議規則により議長は会長が務めることになっておりますので、以降の議事の進行は宮永会長をお願いいたします。

議長 それでは、これより議事に入ります。まず、日程第1、議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。

伊仙町農業委員会会議規則第14条第2項に規定する議事録署名委員ですが議

長から指名させていただく事にご意義はございませんでしょうか。

【異議なし】

議長 それでは、議事録署名委員は、8番委員、9番委員にお願いいたします。なお本日の会議書記には事務局職員の大西氏を指名いたします。

以上で日程第1を終わります。

それでは、日程第2、議案第1号「農地法第3条許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地法第3条許可申請は、1議案8件です。

議案第1号について、受付番号53号から受付番号60号は、所有権移転に関する件です。受付番号55号については、譲受人は検福在住で、譲渡人も検福在住です。申請農地は大字検福の畑で面積は3,771㎡となっています。申請事由は贈与です。

次に受付番号60号については、譲受人は伊仙在住で、譲渡人も伊仙在住です。申請農地は大字伊仙の畑で面積は381㎡となっています。申請事由といたしましては、経営拡張です。

次に受付番号57号については、譲受人は木之香在住で、譲渡人も木之香在住です。申請農地は大字木之香の畑で面積は887㎡となっています。申請事由といたしましては、経営拡張です。

次に受付番号58号については、譲受人は木之香在住で、譲渡人は徳之島町在住です。申請農地は大字犬田布の畑で面積は1,939㎡となっています。申請事由といたしましては、経営拡張です。

次に受付番号54号については、譲受人は天城町在住で、譲渡人は兵庫県在住です。申請農地は大字犬田布の畑で面積は1,957㎡となっています。申請事由といたしましては、贈与です。

次に受付番号53号については、譲受人は糸木名在住で、譲渡人は徳之島町在住です。申請農地は大字糸木名の畑で面積は442㎡となっています。申請事由といたしましては、経営拡張です。

次に受付番号59号については、譲受人は崎原在住で、譲渡人も崎原在住です。申請農地は大字崎原の畑で面積は5,364㎡となっています。申請事由といたしましては、経営拡張です。

次に受付番号56号については、譲受人は伊仙在住で、譲渡人は大阪府在住です。申請農地は大字崎原の畑で面積は2,137㎡となっています。申請事由といたしましては、経営拡張です。

受付番号53号から60号は、別添の調査書にあるとおり農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。以上で議案の朗読及び説明を終わります。

議長 それでは、受付番号55号の説明を担当委員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

6番 55号について、説明いたします。先般、担当委員とですね。調査しました。この55号、下穴川と立石というところがあるんですが、立石については、本人は、どこにあるのか分からないと。こういう場所があると知らなかったと。と言われたものですから、調査のしようがない。農業委員会の方で調査して、自分に教えてもらえるというふうに司法書士ですね。これから聞いた。そういう話し方をするものですかね。

今後、事務局にお願いですが、ちゃんと説明できる人を出すように。このお父さん、親子ですからね。お父さんは認知症があつて、ちょっと説明ができないということでした。お父さんから聞いてないということでは分からないということですから、私も何年か農業委員をやっていますが、こういうことは初めて聞いたので、自分が分からないのをなんで買うの。まあ、これは贈与ですけど。

例えば、前もあつたんだけど。私、分からないという所を聞いたんだけど。自分も分からない所を買うとか。3条申請で。登記するでしょ。そういう自分も分からない所を買うとかする人も。そして、調べるのは私が耕地課とか行って自分で調べなさいと言ったんですよ。そしたら、農業委員会も調べたり、それもできないはずなんですよ。もう1回、あれしてください。事務局も。

そして、必ず説明できる人を出すように。自分は分からないと言われたら、農業委員会が調査して、ここだよと知らせると聞いたみたいですね。これ司法書士なんていう。まあ一応、これ名前書いて。確かこれ自分で名前書いてるでしょ。

申請するときに。

事務局 ○○事務所

6番 ○○事務所。○○事務所の方がそういうことをしたということですね。ちょっと違うんじゃないかと。なかなか分からんもんですから。

議長 結局、保留ですね。

6番 保留。保留。この中に入っているのかなとも思ったんだけど。本人が分からな

い。

議 長 地番がね。

6 番 地番はこれ、立石という所だけです。  
それと上の2件、これ牛小屋。これ前あの5条かなんかで申請された所だと思  
うんだけどね。農地になってるのかな。

事務局 登記簿上は、畑になっています。

議 長 分筆するとかじゃなかったっけ。

6 番 そうそう。5条。牛小屋建ててるわ。1回目は、こういうことを言ったらいか  
んけど、勝手に造ってるわけですよ。その反対側にもう1回、補助事業を受けて  
牛小屋を造る。もう造られてる。

牛小屋が建っている場所は、別に調査は大丈夫でした。この立石という所は自  
分は全然分からない。本人。

そういうことで一応、保留にして。

議 長 これは草。

6 番 牛舎の一部は、草。

議 長 一部は、草ね。

6 番 これもう、ちょっと保留ということで

議 長 これ立石が保留ということですね。

6 番 いや、全部。

議 長 全部、保留。

2推委 牛小屋が建っているところが247-1。

議 長 何月のに載ってる。

2 推委 1 2 月。

6 番 ちょっと後で調べてみてください。

議 長 全部、保留ですね。分かりました。

2 番 只今、6 番委員のご説明のとおりです。よろしくお願いします。

議 長 それでは、5 5 番ですが、只今、6 番委員からございましたが全筆保留ということなんですが、保留ということで皆様よろしいですか。

【質疑・意見なし】

議 長 では保留ということで賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

議 長 はい、ありがとうございます。全員賛成ということで、受付番号 5 5 号は、保留ということで決定しました。

次に受付番号 6 0 号を担当委員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

7 番 農地法第 3 条許可申請 6 0 号について、ご説明いたします。先般、9 番委員、4 番推進委員と共に調査した結果、農地法第 3 条 2 項各号に抵触いたしませんので皆様方のご審議よろしくをお願いします。なお現況としましては、キビが植えてありました。以上です。

9 番 6 0 号について、7 番委員の説明のとおりです。皆様のご審議よろしくをお願いします。

議 長 はい、ありがとうございます。これより受付番号 6 0 号について、質疑に入りますが何かご意見等ございませんか。

【質疑・意見なし】

議 長 無いようですので、採決いたします。受付番号60号について、原案のとおり、決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

議 長 全員賛成ですので、受付番号60号は、原案のとおり決定しました。  
次に受付番号57号を担当委員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

14番 農地法3条許可申請57号について、ご説明します。先日、13番委員と6番推進委員と共に調査した結果、農地法3条2項各号に抵触いたしませんので皆様方のご審議よろしくをお願いします。なお現状といたしましては、畑が片付いていて、次、カボチャの植付け予定とのことでした。以上です。

13番 只今、14番委員のご説明とおりです。皆様のご審議よろしくをお願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございます。これより受付番号57号について、質疑に入りますが何かご意見等ございませんか。

【質疑・意見なし】

議 長 無いようですので、採決いたします。受付番号57号について、原案のとおり、決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

議 長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、受付番号57号は、原案のとおり決定しました。  
次に受付番号58号を担当委員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

14番 農地法3条許可申請58号について、ご説明します。先日、10番委員と6番推進委員と共に調査をした結果、農地法3条2項各号に抵触いたしませんので皆様方のご審議よろしくをお願いします。なお、現状といたしましては、タンカンが半分、パッションフルーツが半分植わってました。以上です。

10番 只今、13番委員の説明とおりで。皆様の審議よろしくお願ひします。

議 長 はい、ありがとうございます。これより受付番号58号について、質疑に入りますが何かご意見等ございませんか。

【質疑・意見なし】

議 長 無いようですので、採決いたします。受付番号58号について、原案のとおり、決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

議 長 全員賛成ですので、受付番号58号は、原案のとおり決定しました。  
次に受付番号54、53号一括して、担当委員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

10番 農地法3条許可申請54号、53号について、説明いたします。先日、12番委員と6番推進委員と共に調査した結果、農地法第3条2項各号に抵触いたしませんので皆様の審議よろしくお願ひします。現況としましては、53号はジャガイモを植えた跡で、54号はジャガイモを植えた跡です。今年、植える予定です。53号は荒地のままです。審議よろしくお願ひします。

12番 只今、10番委員のご説明とおりで。皆様方のご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 はい、ありがとうございます。これより受付番号54、53号について、質疑に入りますが何かご意見等ございませんか。

【質疑・意見なし】

議 長 無いようですので、採決いたします。受付番号54、53号について、原案のとおり、決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

議 長 全員賛成ですので、受付番号54、53号は、原案のとおり決定しました。  
次に受付番号59号について、担当委員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

12番 農地法3条許可申請59号について、ご説明します。先日、10番委員と5番推進委員と共に調査をした結果、農地法3条2項各号に抵触いたしませんので皆様方のご審議よろしくをお願いいたします。なお、現況といたしましては、畑が3枚あったんですけど、3枚共、キビを植えてました。

10番 只今、12番委員の説明とおりです。皆様のご審議よろしくお祈いします。

議 長 はい、ありがとうございます。これより受付番号59号について、質疑に入りますが何かご意見等ございませんか。

【質疑・意見なし】

議 長 無いようですので、採決いたします。受付番号59号について、原案のとおり、決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

議 長 全員賛成ですので、59号は、原案のとおり決定しました。  
次に受付番号56号について、担当委員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

7番 農地法3条許可申請第56号について、ご説明いたします。先般、12番委員、5番推進委員と共に調査した結果、農地法第3条2項各号に抵触しませんので皆様方のご審議よろしくお祈いします。なお、現状としましては、3つ共キビが植えてありました。

12番 只今、7番委員のご説明とおりです。皆様のご審議よろしくお祈いします。

議 長 はい、ありがとうございます。これより受付番号56号について、質疑に入りますが何かご意見等ございませんか。

【質疑・意見なし】

議 長 無いようですので、採決いたします。受付番号56号について、原案のとおり、決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

議 長 全員賛成ですので、受付番号56号は、原案のとおり決定しました。  
これで日程第2議案第1号農地法第3条許可申請についてを終了します。  
次に日程第3議案第2号農地法第5条許可申請についてを議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地法第5条許可申請については、1議案1件です。議案第2号受付番号2号については、お手元の資料のとおりで駐車場整備になります。農地区分といたしましては、周辺に住宅や公共施設等が連たんしていることから、第3種農地の市街地農地に該当すると思われるので問題無いかと思われます。以上で議案の朗読及び説明を終わります。

議 長 それでは、受付番号2号について、担当委員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

7 番 農地法第5条許可申請第2号について、ご説明いたします。先般、1番委員、2番推進委員と共に調査した結果、何ら問題は無く、事務局の言ったとおりです。  
皆様方のご審議よろしくをお願いします。なお、現状としましては、2年くらい前から作付けは行っておらず、今、更地の状態でありました。以上です。

1 番 農地法第5条許可申請2号については、只今、7番委員のご説明のとおりでございますので皆様方のご審議をよろしくをお願いいたします。  
なお、この区についてはですね。集落の方また近辺の方からですね。役場の方に要望があって、駐車場また町営住宅の方ということで要望があつてのことでございますので、皆様方のご審議をよろしくをお願いいたします。

議 長 それでは、これより受付番号2号について、質疑に入りますが何かご意見等ございませんか。

【質疑・意見なし】

議 長 無いようですので、採決いたします。受付番号2号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

【全員挙手】

議 長 全員賛成ですので、受付番号2号は原案のとおり決定いたしました。  
これで日程第3議案2号農地法第5条許可申請についてを終了します。  
次に、日程第4議案第3号農地法第4条許可申請についてを議題に供します。  
事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地法第4条許可申請については、1議案1件です。議案第3号受付番号3号については、お手元の資料のとおりで一般住宅の建築になります。農地区分といたしましては、白地農地になっており、周辺に住宅や公共施設等が連たんしていることから、第3種農地の市街地区域内農地に該当すると思われるので問題無いかと思われます。以上で議案の朗読及び説明を終わります。

議 長 それでは、受付番号3号を担当委員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

4 番 3号について、ご説明いたします。只今、事務局が説明したとおりで何ら問題は無いと思われます。周りも全部、家とか建っていて全然影響ないと思われます。以上です。

3 番 3号につきましては、只今、4番委員の説明のとおりでございます。皆様方のご審議よろしくをお願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございます。これより受付番号3号について、質疑に入りますが何かご意見等ございませんか。

【質疑・意見なし】

議 長 無いようですので、採決いたします。受付番号3号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

【全員挙手】

議 長 全員賛成ですので、受付番号3号は原案のとおり決定いたしました。  
これで日程第4議案第3号農地法第4条許可申請についてを終了します。  
次に日程第5議案第4号農業経営基盤強化促進事業についてを議題に供します。  
事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の農業経営基盤強化促進事業については、1議案2件です。議案第4号受付番号10号から11号については、お手元の資料のとおりで貸貸借になります。以上で受付番号10号から11号の議案の朗読及び説明を終わります。

議 長 それでは、受付番号10号、11号を一括して、担当委員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

12番 農業経営基盤強化促進事業10号、11号について説明します。先日、10番委員と5番推進委員と共に調査した結果、何の問題も無いと思われます。現況といたしましては、2箇所共牧草を植えてありました。

10番 只今、12番委員の説明のとおりでございます。皆様の審議よろしく願います。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは、これより受付番号10号、11号について、質疑に入りますが何かご意見等ございませんか。

【質疑・意見なし】

議 長 無いようですので、採決いたします。受付番号10号、11号について原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

【全員挙手】

議 長 全員賛成ですので、受付番号10号、11号は、原案のとおり決定しました。これで日程第5議案第4号農業経営基盤強化促進事業についてを終了します。以上で議案を全て終了いたします。  
その他になりますが、何かございませんか。無いですね。  
それでは、これで第7回の総会を終了します。ありがとうございました。